

# 森林情報士養成事業実施要綱

一般社団法人 日本森林技術協会

## 第1 目 的

近年、森林分野における空中写真、リモートセンシング、GIS、GPSに関する技術開発、技術の普及は目覚ましいものがある。この事業は、これらの技術の適用・普及の適正な推進を図るため、専門的技術者、すなわち「森林情報士」の養成及び登録を行い、これによって森林・林業における管理・経営、森林環境保全等に係わる技術水準を向上させ、もって森林・林業・環境保全に関する科学技術の発展・普及に資することを目的とする。

## 第2 定 義

ここでいう「森林情報士」とは、第3の5の登録を受け、森林情報士の名称を用いて森林・林業・森林環境保全等に関する計画策定、各種事業の企画・実行、調査・設計等の技術的指導的業務を行う者をいう。

## 第3 事業の内容

1. 森林情報士の登録部門は次のとおりとする。

- (1) 森林航測 1 級
- (2) 森林航測 2 級
- (3) 森林リモートセンシング 1 級
- (4) 森林リモートセンシング 2 級
- (5) 森林 GIS 1 級
- (6) 森林 GIS 2 級

2. 養成研修の実施

(1) 養成研修は、1の登録部門ごとに別表1のカリキュラムに従って、毎年度1回実施する。ただし、登録部門ごとの受講申込者が少数の場合は、その部門の研修を翌年度以降に行うことができるものとする。

(2) 養成研修は、事前自己学習および実技を伴うスクーリング研修（研修修了試験を含む。）とする。

3. 養成研修の受講資格は次に該当する者とする。

(1) 2級部門については、次のいずれかの要件を満たす者とする。

①森林・林業に関する資格を有する者（それぞれ森林系の大学専門課程修得1年以上、学士、修士、博士、林業技士、技術士補、技術士をいう）。

②上記①以外については、3年以上の森林・林業関係業務経験者。

なお、資格要件の①、②とも使用機器の基本操作ができることを要件とする（森

林航測部門では、反射鏡式実体鏡の基本操作、森林 GIS 及び森林リモートセンシング部門ではパソコンのワード、エクセルについての基本操作ができることが必要)。

(2) 1 級部門については、次のいずれかの要件を満たす者とする。

- ①森林・林業に関する資格を有する者(2 級定義と同じ)は、森林情報関係業務経験(当該部門に関する 2 級相当以上の技術をもとに、森林情報ソフト(例えば、リモートセンシングデータ処理解析ソフトや GIS ソフト等)や、空中写真技術等を用いての森林計画・治山・環境アセスメント等業務の応用経験)が 3 年以上。
- ②森林・林業に関する資格に満たない者にあつては、森林・林業関係業務経験及び森林情報関係業務経験(上記①定義と同様)がそれぞれ 5 年以上。
- ③森林情報士 2 級取得者にあつては、当該分野での森林・林業関係業務経験及び森林情報関係業務経験(いずれも 2 級取得以前の経歴を含む。)が 2 年以上。  
なお、森林・林業に関する資格を有する者(2 級定義と同様)は森林情報関係業務 2 年以上の経験(2 級取得以前の経歴を含む。)

#### 4. 養成研修受講の申込み

養成研修の受講申込みは、所定の申込書及び関係書類を提出して行う。

#### 5. 養成研修修了の認定

- (1) 養成研修修了の認定は、別に定める技術基準に基づいた修了試験を行い、森林系技術者養成事業運営委員会(以下「委員会」という)の審査を経て理事長が行う。
- (2) 修了認定の結果通知は、文書をもって行う。

#### 6. 大学等養成機関の認定を通じた森林情報士 2 級の資格要件審査の実施

- (1) 養成研修修了相当として認定するため、森林情報士 2 級の資格要件審査を実施する。
- (2) 森林情報士 2 級の資格要件審査は、養成機関の認定及び認定養成機関を卒業した者について実施する。
- (3) 養成機関の認定及び卒業生に対する資格要件審査の実施方法等は、委員会の審議を経て、理事長が「森林情報士 2 級に係わる大学等養成機関認定要領」で定める。

#### 7. 森林情報士の登録

- (1) 本会に「森林情報士登録者名簿」(以下、「登録者名簿」という。)を備え、修了者の申請にもとづき森林情報士の登録を行う。
- (2) 登録者名簿は、常時縦覧に供するほか、毎年度関係機関へ送達・公表するものとする。

- (3) 登録を受けることができる者は、次のいずれかに該当する者とする。
- ア 登録部門において養成研修修了の認定を受けた者
  - イ 6の審査について養成研修修了相当の認定を受けた者
- (4) 養成研修修了（同修了相当を含む）認定及び登録の有効期間は、認定年度を基準として翌年度から5年間とする。この期間を過ぎると、修了認定は無効となる。
- (5) 登録は、第3の1の各登録部門ごとに（1）の「登録者名簿」に登録するとともに、「森林情報士登録証」を交付して行う。
- (6) 「森林情報士登録証」の有効期間は、合格年度を基準として、翌年4月1日から5年間とし、更新には新たに「森林情報士登録更新証」の交付を受けなければならない。登録更新証の有効期間は、更新申請年度の翌年4月1日から5年間とする。
- (7) 登録証、登録更新証の様式は、別に定める。
- (8) 登録更新ができる者は、登録証等の有効期間内において、森林情報関係の技術、知識の研鑽（以下「技術研鑽」という。）を実施した者とする。技術研鑽の要件は、別に定める。
- (9) 登録更新を申請し、要件を満たした者については、登録者名簿に再登録する。
- (10) 登録証や登録更新証の有効期限までに登録更新の申請を行わなかった者や登録更新の要件を満たさなかった者は、有効期間満了と同時に登録は失効し、登録者名簿には掲載されない。
- (11) 登録が失効した者が、再び森林情報士の資格を得るには、登録更新の要件を満たして、再登録の申請を行わなければならない。
- (12) 次のいずれかに該当する者は、その該当期間中は、登録が取り消されるとともに、登録、登録更新や再登録を受けることはできない。
- ア. 成年被後見人又は被保佐人の登記がされている者
  - イ. 禁固以上の刑に処せられた者で、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者
  - ウ. 公務員で懲戒免職の処分を受けてから2年を経過していない者

#### 第4 森林情報士の責務等

1. 森林情報士は、常にその業務に関して有する知識および技能の水準を向上させ、資質の向上を図るよう努めなければならない。
2. 森林情報士の登録を受けた者は、次の行為をしてはならない。
  - (1) 森林情報士の信用を傷つけ、または森林情報士の不名誉となる行為
  - (2) 正当な理由なく森林情報士の業務に関し知った秘密を他に漏らし、または盗用する行為
3. 登録を受けた者が、次のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すものとする。
  - (1) 登録の抹消の届けがあったとき

- (2) 虚偽または不正の事実に基づいて登録を受けた場合
- (3) 登録申請書、登録更新申請書、再登録申請書の重要な事項について、虚偽の記載があることが判明したとき
- (4) 2の規定に違反した場合

4. 登録を受けた者が、第3の7の(12)のいずれかに該当するに至った場合、その該当期間中は、登録を取り消すものとする。

## 第5 森林情報士の活用の推進

理事長は、森林・林業に関する専門的技術を必要とする各種の業務の実施に当たって、森林情報士を積極的に活用するよう関係官公庁、地方自治体および関係事業団体等に要請するものとする。

## 第6 研修受講料・手数料

森林情報士養成研修等に関する受講料及び手数料は、理事長が別に定める。

## 第7 事務局

- (1) この事業の運営のため、管理・普及部に「森林情報士事務局」（以下「事務局」という。）を置く。
- (2) 事務局は、理事長の命を受けてこの事業を行う。

## 第8 付 則

- 1. この要綱を実施するための細部の事項は、理事長が別に定める「森林情報士養成事業実施細則」によるものとする。

平成16年4月1日 実 施  
平成17年4月1日 一部改正  
平成17年10月20日 一部改正  
平成18年10月6日 一部改正  
平成19年3月13日 一部改正  
平成20年4月1日 一部改正  
平成24年4月1日 最終改正

[別表 1. 森林情報士研修実施カリキュラム]

※各部門とも 5 日間のスクーリングを東京で予定。

部 門		教 科 内 容	定員	
森 林 情 報 士	森林航測	2 級	①空中写真の基礎知識、②空中写真測量の基礎知識、③森林の写真判読	20 名
		1 級	①解析写真測量の基礎、②図化、オルソフォト作成の実際、③写真を用いた森林調査法、④森林計画、伐出計画、環境アセスメントへの応用	20 名
	森林リモートセンシング	2 級	①リモートセンシングの基礎知識 I、②画像解析技術 I、③土地被覆分類と森林分類	20 名
		1 級	①リモートセンシングの基礎知識 II、リモートセンシングデータの前処理技術、③画像解析技術 II、④ SAR 等マイクロ波データからの情報抽出の基礎、⑤ GIS とのデータフュージョン、⑥ 森林分野への応用	20 名
	森林 GIS	2 級	①森林 GIS と GPS の基礎知識、② GIS 機能の基本的操作法、③森林 GIS の森林管理への応用事例	20 名
		1 級	①森林 GIS のデータ整備の方法、②計画や意思決定ツールとしての森林 GIS の利用、③森林 GIS の高度利用に向けて、④森林 GIS における GPS の利用	20 名
	森林情報士プロフェッショナル		本年度は募集しない	